



女性軽視国家に未来はない



困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が、この4月から施行されるにも関わらず、3月初頭でいまだ広く認知されていないままである。

敗戦後の売春防止法に基づく婦人保護事業は、現代女性の様々な問題（DV、性暴力被害、コロナ禍での経済的困窮など）に対応し、女性の人権保障を目指すために再構築された。今なお多く現存する女性差別・ジェンダ―格差が、女性の困難な状況を作り出している現状を国家が認め、年齢・国籍・障害の有無を問わず、困難な女性への支援に対し、公的に責務を明記させたという点で、画期的なことなのだが、話題にならない。特に都道府県は支援の基本計画の策定を義務付けられているし（市町村は努力義務となっている）、女性相談支援員の充実、一時保護施設の拡充、民間の女性保護団体との連携等、課題は山積している。この法律を絵に描いた餅にさせな

いように、公的責任を国が果たすように、女性支援団体や女性議員たちを中心にした運動が始まっている。

男女平等が憲法に記されてから75年余り、実現には程遠い状況だ。賃金格差は正規雇用男性100に対し、正規雇用女性78・16、非正規雇用女性56・25（2022年厚労省）と、今も歴然としている。コロナ禍で失職した多くが非正規女性という雇用格差も存在する。女性であるだけで生きづらい社会に未来があるとは思えない。これからの世代に、少しでも今よりましな世の中を手渡すために学習し、結集し、小さくとも声をはり上げ続けよう。

労働大学企画編集委員 竹内 依子